

「おやまいち」

Free Market & Farmer's Market in Oyama General Park

出店規約

第6版

連合体 協働おやまいち

改訂歴

版番号	発行日	改訂履歴
第 1 版	2021 年 05 月 11 日	初版発行
第 2 版	2021 年 06 月 09 日	第 6 条 6 項 ・ テント設置必須に関する文言追加 第 7 条 ・ 瑕疵責任を契約不適合責任に修正 末尾 ・ 協働おやまいち Facebook、Instagram URL の追加
第 3 版	2021 年 08 月 06 日	第 8 条 1 項 ・ 化粧品、医薬品販売に関して但し書きを追加 第 9 条 1 項、3 項 ・ 営業許可種類を明記 第 11 条 2 項 ・ 廃棄規則を訂正 末尾 ・ アクリーグ（株）代表取締役の変更
第 4 版	2022 年 04 月 01 日	第 3 条 ・ 時季により開催時間が変わる旨記載 ・ 移動販売車にキッチンカー以外の出店料を設定 ・ 興行等の出店料を設定 第 5 条 ・ 申請期限までの申請書類の提出と抽選による選定とすることを明記 ・ 火器を使用する際の平面図への火器及び消火器の記載義務を明記 第 6 条 ・ 搬入、搬出時間は開催回ごとに主催者より指示することを記載 ・ 公園施設等損傷時の原因者負担について記載 ・ 音響設備等は出店者にて用意・設置・撤収することを明記 第 8 条 ・ 販売禁止動物の定義を明確化 ・ 「危険な刃物類」の定義を変更 ・ 酒類販売禁止の項目を削除 第 9 条 ・ 飲食店営業（レストラン等）の許可での出店条件を記載

<p>第 5 版</p>	<p>2022 年 07 月 01 日</p>	<p>第 3 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出店形態について出店面積に幅を持たせた表現に変更 ・ 出店料金の変更 <p>第 4 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜及び果物の販売についての出店資格を記載 <p>第 5 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出店申し込み方法を変更 ・ 抽選を行う際には飲食物提供を目的とした出店が 3 回連続となる場合は落選とすることを記載 <p>第 6 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 5 条に記載されていたものを章分けして詳細に記載 <p>第 7 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 風雨対策を出店条件として出店者に求める場合があることを記載 <p>第 10 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店営業（レストラン）の許可による出店方法を修正 <p>第 12 条</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食物提供や食品販売を行う出店者について、自店から出たゴミ以外にも、来場者が他店で購入したものを捨てる場合の受け入れを要請 <p>連合体「協働おやまいち」構成企業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Twitter の HP を追加
<p>第 6 版</p>	<p>2023 年 04 月 01 日</p>	<p>第 3 条 4 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調理を伴う飲料のみを提供する場合の出店料を設定 <p>第 5 条 2 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出店条件に SNS 等での配信の協力を追加 ・ Google フォームによる受付方法(HP アドレス)を記載 ・ メール申請時の必須記載項目に連絡先電話番号を追加 <p>第 5 条 6 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書類の提出期限を厳格化 <p>第 6 条 2 項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防点検における指摘事項への改善を厳格化

目次

第 1 条	規約の履行	P.1
第 2 条	本イベントの目的	P.1
第 3 条	本イベントの概要	P.1
第 4 条	出店資格	P.2
第 5 条	出店申込	P.3
第 6 条	イベント開催	P.5
第 7 条	本イベント開催時の遵守事項	P.6
第 8 条	契約不適合責任	P.7
第 9 条	販売禁止商品及び禁止行為	P.7
第 10 条	飲食物提供・食品販売	P.8
第 11 条	発電機・ガス類・水の使用	P.9
第 12 条	ごみ・廃棄物の処理	P.9
第 13 条	個人情報の取り扱い	P.9
第 14 条	規約の改訂	P.10
第 15 条	諸注意	P.10
* 連合体	「協働おやまいち」構成企業	P.11

第1条 規約の履行

1. 本規約は、協働おやまいち（アクリーグ株式会社、株式会社グレード、特定非営利活動法人在宅はたらき隊で構成する連合体、以下、「主催者」とする）が主催する「おやまいち」（以下、「本イベント」とする）において、販売やワークショップ等を行う個人もしくは団体（以下、出店者とする）と主催者が協力し、本イベントを安全かつ円滑に行うために定めるものとします。

第2条 本イベントの目的

1. 小山総合公園において、地域住民・諸団体・出店者の協働によるオリジナル食品・作品、農作物の販売やワークショップ等、イベント開催を通して、子どもから大人までが安心して「遊ぶ・食べる・買う・体験する」を楽しむ機会を提供するとともに、地域の様々な人々が当イベントに繰り返し集まることで地域コミュニティを醸成・強化することを目的としています。

第3条 出店に関する概要

1. 出店形態
 - ・露店（タープテント）：1区画あたり 2.5m×2.5m 程度（6.25 m²）
 - ・移動販売車（キッチンカー等）：1台あたり 5.0m×3.0m 程度（15.0 m²）
 - ・興行等（音楽コンサート、ダンスイベント、参加型スポーツイベント等）
：芝生エリア、森のフォーラムなど（使用面積に制限なし）
2. 出店日
主催者が定める日
※年間開催計画を年度当初に公開します。但し、諸事情により変更することがあります。
3. 開催時間
時季により開催時間を変更するため、開催時間及び、搬入/搬出時間は都度、主催者が事前に告知します。
4. 出店料

出店形態	販売の種類	出店料
露店(タープテント) 1区画サイズ： 2.5m×2.5m=6.25 m ²	野菜・果物 (個人が家庭菜園で栽培した未加工のもの)	1,000 円
	物販・体験・ワークショップ (雑貨・マッサージ・工作等)	
	食品販売(現地にて調理を伴わないもの)	3,000 円
	飲料のみの提供(現地にて調理を伴うもの)	

	飲食物提供(現地にて調理を伴うもの)	5,000 円
移動販売車(キッチンカー等) 1 区画サイズ： 5.0m×3.0m=15.0 m ² 但し、1 区画あたり 1 台まで	飲食物提供・食品販売以外 (物販・ワークショップ・野菜等)	3,000 円
	食品販売 (現地にて調理を伴わないもの)	5,000 円
	飲料のみの提供 (現地にて調理を伴うもの)	
	飲食物提供 (現地にて調理を伴うもの)	7,000 円
興行等(音楽コンサート、ダンスイベント、参加型スポーツイベント等) ※開催の可否については主催者が判断します。また、出店料については別途ご相談ください。	非営利目的 (参加者や観客から料金を徴収しない場合)	1 m ² あたり 10 円
	営利目的 (参加者や観客から料金を徴収する場合)	1 m ² あたり 20 円

※飲料の例) コーヒー、フロート系の飲料(クリームソーダ等)、ミルクセーキ、タピオカドリンクなど。スープ類は含みません。

※興行以外のものについて、販売の種類が複数となる場合は、そのうちで最も高額となるものを出店料とします。

第 4 条 出店資格

1. 出店者は主催者が定める本イベントの開催趣旨に合致する商品、サービスを提供する個人・法人・団体に限ります。また、主催者は出店内容について適切であるか否かを決定し、不適切であると判断した場合は出店をお断りする権利を有します。なお、その際の根拠、判断基準などは公表しません。
2. 販売物は、原則として出店者自ら作成したオリジナル品であり、且つ大量生産品ではないこと、または販売することに公共性がある等、主催者が本イベントの趣旨に対して適切と判断したものに限ります。
3. 野菜及び果物の販売については、栽培期間中の農薬や化学肥料が不使用または、使用量を慣行栽培レベルの 5 割以上削減して栽培されているものに限ります。
4. 前項で定める出店内容以外(パフォーマンス・宣伝・キャンペーン等)は、主催者にて内容を審議し、出店の可否及び条件を決定します。
5. 未成年者が出店責任者として申込することはできません。
6. 飲食出店者は、販売する品目に応じて保健所の営業許可及び食品衛生責任者資格が必要となります。第 9 条の規定を遵守して下さい。
7. 小山市暴力団排除条例により、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業の出店は出来ません。
8. 出店者は、本規約に同意の上、記載の内容を遵守いただける方に限ります。また、搬入出及び出店時の同伴者にも規約遵守の指導の義務を負うものとします。

第5条 出店申込

1. 出店募集

主催者より、イベント開催日の約1ヶ月前（前回イベント終了後）に SNS にて出店募集の案内を公開します。なお、同時に公開される「個人情報取り扱いに関する同意書」をあわせて確認してください。

2. 申請受付

申請期限日（出店募集の案内に記載）までに **Google フォーム** または、以下の内容についてメールに記載の上、送信していただきます。なお、出店を申請される場合は、「個人情報取り扱いに関する同意書」に同意したとみなします。**あわせて、後述の第7条9項について、同意いただくことが出店の条件となります。**

▶Google フォーム HP アドレス：<https://forms.gle/J4D7zSEkW8DhcjHq8>

▶送信先メールアドレス：oyamaichi@acreeg.co.jp

【メール記載内容】

①出店者氏名(読み仮名)

②連絡先電話番号(事務局から問い合わせを行う場合がありますので、実際に連絡がとれる電話番号をご記入ください。)

③店舗名(読み仮名)

④店舗の SNS アカウント(Instagram 等)

⑤出店種別(複数の種類を実施する場合はすべて記載してください。)

飲食物提供(現地調理)、食品販売、物販、野菜・果物販売、体験、ワークショップ、ご家庭の不用品の販売(フリマ)、イベント等

⑥出店内容(できるだけ詳細に記載してください。)

⑦出店形態(タープテント or 移動販売車)

⑧希望区画数

⑨所在地(以下から選択)

小山市内・県内(小山市隣接)・県外(小山市隣接)・県内・県外

⑩火器使用の有無と使用時の種類(コンロ・フライヤー・発電機・暖房器具等)

⑪添付資料として出店内容が判断できる写真(奨励であり、必須ではありません。)

➡ **主催者がメールを受領した時点で受付完了になります。**(受付完了のメールを送付します)

3. 審査及び抽選

主催者にて書類審査及び必要に応じて抽選(※)を行います。審査情報が不足している場合は、出店希望者へメール**または電話**にて確認を行う場合があります。

※出店数の上限を概ね60店舗としております。60店舗を超える出店希望があった場合、飲食物提供(現地にて調理を伴うもの)を目的とした出店については、幅広く様々な出店者の方にご参加いただくため、3回連続となる出店者については落選とさせていただきます。

4. 出店可否の連絡

出店の可否を出店希望者の皆様へメールにてご連絡します。

5. 申請書類(様式)の送付

出店確定者の方へメールにて出店に関する以下の書類（様式）を送付します。

- ①出店規約
- ②出店申請書及び誓約書
- ③平面図(※)&記入例

※飲食物の提供（現地調理）を行う場合や火器使用時に提出が必須となります。

6. 申請書の記入・返送

出店確定者は、本イベントへ出店するあたり、本規約を熟読の上、遵守することを「出店申請書及び誓約書」により誓約していただきます。上記書類（②，必要に応じて③）に必要事項をご記入の上、メールまたは FAX にて、別途指定する提出期限日までに主催者へ返送していただきます。

▶メールアドレス： oyamaichi@acreeg.co.jp ▶FAX：0285-22-8224

※注意）提出期日を過ぎても必要書類が事務局へ提出されない場合、出店の自主キャンセルとみなします。

<申請書記載時の注意点>

- ・事前にメールにてご記載いただいた出店内容と申請書記載のものが大きく異なる場合は、出店を取り消させていただくことがあります。
- ・現地にて調理を伴う飲食物の提供については、保健所の許可を得たもののみを販売可能としています。開催日当日、未許可のものを販売された場合は、当日の出店を取りやめさせていただくことがありますので、ご注意ください。
- ・飲食物の提供を行う場合は、保健所の営業許可証の写し（写真画像でも可）も合わせて送付してください。
- ・食品を扱う場合に限らず、ガスや発電機等の火器を取り扱う出店者は、「出店申請及び誓約書」に器具用品名を明記いただき、店舗平面図に火器（名称、使用する燃料等を記載）及び業務用消火器（型式を記載）の設置場所を記載下さい。発電機・ガス類の使用については、本規約の第10条の規定を遵守して下さい。

7. 出店資料の送付

出店位置を示した「出店配置図」、「出店者リスト」、搬入出時間や経路を示した「搬入・搬出案内」、「車両通行許可証」（許可された出店者のみへ）などを出店者へ送付します。

8. その他注意点

- ①出店内容に変更が生じた場合には、速やかに主催者へメールまたは FAX にて報告を行い出店の許可を得てください。
- ②出店は承認された出店者のみを対象とし、第三者に譲渡及び貸与することはできません。
- ③他人へのなりすまし、未成年等で法定代理人の同意のない申込、登録情報が不正確である等、出店に不適切と判明した場合は出店決定後でも取り消すことがあります。

第6条 イベント開催

1. 搬入

開催日当日、事前に送付された「搬入・搬出案内」に記載の搬入時間にあわせて現地へお越しください。イベント開催エリア（インターロッキング・芝生エリア等）に自動車での搬入、搬出を許可された出店者は、事前に指示された駐車位置にてお待ちいただき、搬入時間になりましたら事務局スタッフの指示に従い搬入を開始してください。その際、事前に送付された「車両通行許可証」をダッシュボードなど見える場所へ掲示し、ハザードランプを点灯させ歩行者を優先しながら最徐行で走行してください。

※芝生上の走行は原則禁止です。やむを得ず芝生上を走行する際は、急発進や停車状態でのハンドルの切り替えしを行わないなど、芝生を傷めないよう細心の注意を払ってください。

2. 出店受付

事務局テントを設営しますが、直接受付に来られる必要はありません。事務局スタッフが各店舗をまわり受付を行います。

①出店資料の提供

- ・ 出店許可証（→ 開催終了後に事務局スタッフが回収します）
- ・ 新型コロナ予防対策のお願い
- ・ 出店配置図&出店者リスト
- ・ 出店者アンケート（様式）
（→ ご記入いただき、開催終了後に事務局スタッフが回収します）

②出店料の徴収

別途定めた金額を出店料として現金でお支払い下さい。受領後は領収書を発行いたします。なお、出店料は本イベントの運営費用（広報活動・環境整備・使用料等）の一部負担金として徴収されるものであり、出店の権利の対価では無いことをご了承下さい。

3. 消防職員による点検

火器を使用する店舗については、イベント開始の30分程度前に、消防職員が店舗ごとに点検を行いますので、**点検の協力と消防職員から指導があった際には従っていただきます。**

※注意）指摘事項の改善が見られない場合は、次回の申請時の出店を許可いたしません。

4. 本イベント開催中

必ず受付時にお渡しする「出店許可証」、「新型コロナ予防対策のお願い」を掲示し、「出店申請及び誓約書」に記載した現場責任者を配置して下さい。

5. 本イベント終了時

受付時にお渡した「出店者アンケート」へご記入の上、必ず提出してください。当日、事務局スタッフが各店舗に「出店許可証」とあわせて回収に伺います。なお、当日記入する時間が取れない場合は、開催日翌日から2日以内にメール（写真で撮影した画像等）またはFAXにて主催者へ返送してください。

※アンケート結果については、主催者にて精査したうえで、今後の運営改善に活かしていきます。なお、フィードバックについては必ずしも行われるわけではありません。

6. 撤収

「搬入・搬出案内」に記載の搬出時間を目安に、事務局スタッフからの指示に基づき撤収を開始していただきます。あわせて、ご自身の出店場所及びその周辺のゴミ拾い等の清掃を行ってください。

7. 搬出

イベント開催エリア（インターロッキング・芝生エリア等）から自動車で搬出する出店者は、事務局スタッフが誘導しますので、指示に従ってください。走行の際は、ハザードランプを点灯させ自転車、歩行者を優先しながら最徐行で走行してください。

第7条 本イベント開催時の遵守事項

1. 当日の会場の都合や安全上の理由等により、当日主催者の判断で出店位置や内部のレイアウトの変更を要請することがありますので、その場合は要請に従って下さい。また、主催者が指定した出店場所以外への移動、拡幅は主催者の許可なく行うことはできません。
2. テーブルや椅子などの備品は全て持参して下さい。備品等のレンタルはございません。
3. 出店準備、出店中、撤収作業時は隣接テントや来場者等の安全に十分配慮し、事故の無いよう努めて下さい。また、万一事故及びトラブルが発生した際は、当事者間での解決をお願いします。
4. 公園施設等に損傷を与えた場合は、その原因者において原状回復等の措置を行うこととします。また、原状回復に係る費用については原因者が負担することとします。
5. 出店者の安全衛生及び食品衛生と開催の趣旨に鑑み、出店の際はタープテント等のテント設置を必須とします。タープテントを使用する場合、風対策としてテント錘を必ず設置して下さい。支柱1本につき8.5kg以上(※)と定めます。
※天候の状況によっては別途、風雨対策を各出店者に出店の必須要件として求める場合がございます。
6. 出店者は、会場内にて販売した商品について、明らかな不備があった場合は、後日であっても返品や交換、返金に応じる必要があります。また、購入者から求められた場合は、販売者の連絡先のメモ、または領収書を発行して下さい。
7. 音響機器を使用する場合は、隣接する出店者に迷惑がかからない音量、態様にとどめ、かつ必要とされる音楽の権利処理を出店者の責任、費用で行って下さい。
また、使用する音響機器、電源（発電機等）等は出店者においてご用意いただき、設置・撤収いただきます。
8. 警察・消防・保健所等の指導があった場合には必ず従って下さい。
9. 主催者は、本イベント実施時に**出店者並びに出店内容を撮影・録音等による記録を行い、その記録をSNSでの配信や印刷物作成時等に使用することがあります。**
10. 小山総合公園利用者、イベント来場者、他の出店者とのコミュニケーションを図り、活気ある「おやまいち」となるよう積極的な活動をしていただきますようお願いします。

第8条 契約不適合責任

1. 地震や台風といった天災、強風等の荒天、周辺での火災、テロ行為、行政機関の指示など不可抗力による事由によりやむを得ず開催中止とする場合、主催者は開催可否をSNSにより前日午後9時までには公示するものとします。
2. 前項の事由により本イベントが中止となる場合、出店者は出店料を支払う必要はありません。主催者は、開催の中止・変更等によって生じた出店者及び関係者の損害は補償しないものとします。
3. 主催者の都合により本イベントを中止した場合、出店者は出店料を支払う必要はありません。また、主催者は、開催の中止・変更等によって生じた出店者及び関係者の損害は補償しないものとします。
4. 本イベントへの出店後、出店者の都合により出店を中止する場合、出店料の返金は致しません。小雨により出店者の判断で中断する場合も返金はしないものとします。
5. 盗難、販売物の欠陥や不具合、事故（搬入出時を含む）等に関して第三者とトラブルが生じた場合、出店者の自己責任・当事者間の話し合いで解決し、主催者はその責任を一切負いません。
6. 渡し忘れ・欠陥品等、出店者側の落度に起因するクレームがあった場合、主催者は購入者に出店者の氏名・連絡先を教える場合があります。
7. 出店者が主催者または第三者に対する損害を与えた場合、損害を与えた出店者の責任と費用を以って解決するものとします。また、本イベントに参加することに伴い、イベント終了後に発生する出店者間・購入者間の諸問題について、主催者は一切責任を負わないものとします。
8. 開催中に会場内外を問わず、出店者に関わる行為によって事故が発生したときは、該当出店者において解決するものとし、主催者は一切責任を負わないものとします。
9. 本規約に反する行為や主催者の指示に従わない場合、主催者は出店の取りやめ措置を取らせていただきます。その際、出店料の返金は行わないものとし、出店に関する損害も補償致しません。

第9条 販売禁止商品及び禁止行為

1. 出店物は販売可能な品物で適正な価格でなければなりません。以下の販売は禁止とします。
 - I) 動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で定められた愛護動物）、化粧品（※1）、医薬品（※2）、違法な複製ソフト（録音、録画、複写等）、危険な刃物類（「銃砲刀剣類所持等取締法（銃刀法）」の対象になるもの）、アダルト関連（風紀を乱すもの）、景品表示法に反する有料クジ、盗品、法律で禁じられているもの。
※1、2 についての販売は、医薬品製造販売業許可を得ている事業者が行う場合には、販売可能とします。
 - II) I) 以外の消費者の安全を損なう恐れのあるもの。

- III) 偽ブランド商品等の贋作品、著作権を侵害するもの、販売禁止素材を使用したもの。
 - IV) その他、販売に対して主催者が不相当と判断したもの。
2. 産地や食品添加物などの偽称、紛らわしい商品表示を行わないで下さい。
 3. 出店終了後は、出店場所とその周囲の清掃をして下さい。集めたごみは各自お持ち帰り下さい。会場内や会場周辺にごみや出店者が用意した物品（商品、持込備品、携行品等）などを放置することは厳禁です。
 4. 公園内は全面禁煙です。また、敷地周辺での喫煙も、近隣住民へのご迷惑となりますので禁止します。
 5. 政治上の主義の推進、支持または反対する活動、特定の政党、政治家への支持や批判、特定宗教への支持や批判、集会への参加の呼びかけ等の行為は固く禁じます。

第 10 条 飲食物の提供・食品販売

1. その場で食べてもらうことを前提とした、以下の飲食物は販売可能です。
 - I) 飲食店営業（自動車）の許可を取得しているキッチンカーでの調理品
 - II) 飲食店営業（露店）の許可を取得しているテントでの調理品※上記 I)、II) とともに、1 出店者 3 品目（営業許可証記載のものに限る）までを目安とします。
 - III) 飲食店営業（レストラン等）の許可を取得している店舗にて、許可されたものを事前調理し、衛生管理や温度管理に細心の注意を払い現地へ運搬し、個包装等行わず、その場で飲食いただくことを目的とした食品。但し、現地にて温め直し等の調理を行わない場合に限りません。この場合、販売する品目数の制限はないものとします。但し、I)、II) と同一の店舗での販売は禁止します。

また、食品の取り扱いには出店者自らの責任において特に十分な注意を払い、温度管理の必要なものを取り扱う場合は、保冷、保温設備の設置を行い、危険温度帯（10℃～60℃）を避けて管理の徹底をお願いします。
 - IV) 食品製造業（菓子等）の許可のある店舗または業者が事前調理し、包装やパック詰めした菓子やパンなど。販売する品目数に制限はありません。
 - V) その他の食品の物品販売（未加工の生鮮食料品：野菜、果実等）
2. 食品製造業許可のある施設で調理された物については、商品としてパッケージングされているもののみ販売可能とし、原材料、製造場所、製造年月日、賞味期限等定められた品質表示を商品に添付して下さい。
 3. 上記 1. I)、II)、III)、IV) の食品を販売される方は、出店申込み時に小山市で有効な営業許可証のコピーをご提出ください。許可証等の確認ができない場合、ご出店いただくことはできませんのでご注意ください。
 4. 飲食時に使用するコップ・箸等は、使い捨てのものを使用して下さい。
 5. 試食、試飲は行わないで下さい。

第 11 条 発電機・ガス類・水の使用

1. 発電機が必要な場合は各自でご持参下さい。出店申請書に発電機使用を確認する項目にあらかじめ使用を明記して下さい。また、当日は必ず業務用消火器を備えつけて下さい。
2. 発電機を会場内で使用する場合、飲食店舗と物販店舗が混在しておりますので、他の出店者への影響を少なくするように努めて下さい。
※発電機等を使用する場合、携行缶による現場での給油は原則禁止とします。必ず事前に満タンにしてから搬入して下さい。
3. ガスを使用する場合、プロパンガスの手配は法令を順守し、必ず専門業者に委託して下さい。火器の取り扱いには細心の注意のもと、必ず消火器を備え付けて下さい。
4. 万一の事故が発生した場合、事故を起こした該当出店者で保障を行って下さい。
5. 指定された水道、排水を使用することは出来ますが、飲料用水は必ず各自でご用意下さい。

第 12 条 ごみ・廃棄物の処理

1. 出店者は出店位置に必ずゴミ箱を設置して頂き、出たゴミは各自持ち帰るようにして下さい。
2. 飲食物提供や食品販売を行う出店者は、自店から出たゴミ以外にも、来場者が他店で購入したものを捨てる場合には必ず受け入れてください。また、ゴミ箱は美観を損ねないような設置と管理(※)をお願いします。
※ゴミ袋をむき出しで店頭設置する、ゴミ箱からゴミが溢れていることがないように。
3. 総合公園内のいかなる場所にも油脂類や廃棄物を捨てることは厳禁（調理器具等の洗浄も禁止）とします。もし行為を見つけた場合には、次回以降の出店は許可致しません。
4. 調理等をする際は足元を全面養生し、落ちた食材・生ゴミなどは必ず回収して下さい。

第 13 条 個人情報の取り扱い

1. 出店者が本イベントを通じて個人情報を取得する場合、必ず本人の同意をとり、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行う必要があります。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内で利用しなければなりません。また、取得した個人情報は、出店者が責任を持って管理・運用して下さい。
2. 情報主体との間で紛争が生じた場合は、当事者間で解決するものとし、主催者は責任を負いません。

第 14 条 規約の改訂

1. 主催者は本規約を随時変更することができるものとします。本規約の改定は SNS、メール等にて告知し、その時点をもって全ての事項は改定後の規約に準じるものとします。
2. 出店者は、本規約の変更等について、自己の責任で確認するものとします。本イベント申し込み後に本規約の変更があった場合は、変更等について確認及び同意したものとみなします。

第 15 条 諸注意

1. コロナウイルス感染症対策について
 - ①主催者の感染予防対策
 - ・主催者側スタッフのマスク着用や手洗いを徹底します。
 - ・主催者側スタッフが会場内の巡回を行い、感染予防の観点から声かけ等を行います。
 - ・非接触検温器、アルコール消毒液の設置や注意喚起の掲示物の設置を行います。
 - ・出店位置はできるだけ離して配置します。
 - ②出店者への依頼事項
 - ・体調のすぐれない方は来場を控えて下さい。発熱や咳等の風邪症状のある方は出店不可となります。
 - ・本イベント開催中のマスク着用及び咳エチケットの励行にご協力をお願いします。
 - ・複数の方が触れる可能性のあるものは、こまめに消毒するようお願いします。
 - ・来場客が密になる状態を避けるよう声かけをお願いします。

* 連合体「協働おやまいち」構成企業

■ アクリーグ株式会社 … 小山市内の測量コンサル業者

代表取締役 磯山貴志

住所：栃木県小山市大字外城 81 番地 9

TEL：0285-24-3933 FAX：0285-22-8224

■ 株式会社グレイド … 小山市内の総合建設業者

代表取締役 飯野佳昭

住所：小山市大字土塔 229 番地 3

TEL：0285-37-7541 FAX：0285-37-7641

■ 特定非営利活動法人在宅はたらき隊 … 小山市内にてひとり親家庭などの在宅就労を支援

理事長 小林照子

住所：小山市城東 2 丁目 26 番 18 号

TEL：0285-37-6828 FAX：0285-37-6838

□ 連絡先メールアドレス：oyamaichi@acreeg.co.jp

□ アカウント（共通） @kyodou_oyamaichi

・ Facebook <https://www.facebook.com/kyodo.oyamaichi/>

・ Instagram https://www.instagram.com/kyodo_oyamaichi/

・ Twitter https://twitter.com/kyodo_oyamaichi

